附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二条第二項の規定は、同項に規定する出頭等に必要な日数のうちこの政令の施行の日以後に係るものについて適用し、当該日数のうち同日前に係るものについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十三号

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の十九及び第百九十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十七年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八千五十円」を「八千百円」に、「七千六百五十円」を「七千七百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十四号

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の六十四及び第四十九条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十九年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八千五十円」を「八千百円」に、「七千六百五十円」を「七千七百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十五号

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十五条（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。）及び第百四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八千五十円」を「八千百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄